「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（改訂案）」に対する意見募集の実施結果

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
第２章　促進区域の指定に関する規定		
1	・意見内容 海洋環境等調査が促進区域指定に係る法定プロセスに組み込まれたことを踏まえ、促進区域指定を目指す案件における当該調査の運用上の位置付けや、促進区域指定プロセスの中で想定される実施タイミングについて、補足説明を追加していただきたいと考えます。特に以下の点について、明確化をお願いいたします。 ・有望区域整理後のどの段階で当該調査が開始されることを想定しているのか。協議会の設置・開催との時系列上の関係。 ・再エネ海域整備法第十条第三項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣から環境大臣への通知がなされた事実について、対外的に公表される予定があるのか。	海洋環境等調査の開始時期（協議会の設置時期との先後関係）については、関係都道府県の意向等も踏まえつつ、個々の区域毎に決定される想定です。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「海洋再エネ整備法」といいます。）第10条第3項に基づく通知について、一般公開することは現時点で予定しておりません。
2	法第10条第4項で環境大臣が海洋環境等調査を行うとされていますが、同条第1項第6号で海洋環境等は「当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境」と定義されています。調査の内容に生物多様性の現状把握と影響評価が確実に含まれるよう、本文２行目を「（前略）収集するため、生物多様性の現状把握と影響予測を含む海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知する」としてください。	生物多様性の現状把握とご記載いただいた点に関して、海洋環境等調査の項目等は、環境大臣が海域毎の個別具体的な事情も踏まえて判断するものであり、また、予測とご記載いただいた点に関しては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく対象事業による影響に係る予測は、選定事業者が実施することになりますので、原案のままとさせていただきます。
3	「経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。」としているが、「組織しなければならない」としないと、協議会なしで進められる恐れがあるのでは？	海洋再エネ整備法第12条第1項において「組織することができる」と規定されていることを踏まえ、本ガイドラインにおいても同様に規定しております。なお、本ガイドライン第4章４．（１）において、有望区域に整理された区域については、「協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始する」こととしております。
4	協議会の構成員は「関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者」としているが、学識経験者は御用学者だけでなく、賛否双方の学者を入れるべきだし、国防上の観点から、防衛省や海上保安庁、希望する地元住民も入れるべきです。	海洋再エネ整備法第12条第2項第3号において「関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者」と規定されていることを踏まえ、本ガイドラインにおいても同様に規定しております。関係都道府県や関係省庁とも適宜連携し、今後も利害関係者や学識経験者の決定等を行ってまいります。
5	協議会の構成員となる学識経験者について、合意形成のためには海洋環境の専門家の参加が重要であることから、「学識経験者」を「海洋環境に関する学識経験者」としてください。	海洋再エネ整備法第12条第2項第3号において「関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者」と規定されていることを踏まえ、本ガイドラインにおいても同様に規定しております。
第３章　促進区域の指定の基準		
１．気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第１号）		
6	「発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれる」としてますが、「相当程度」が曖昧です。明確な基準を示すべき。	海洋再エネ整備法第10条第1項第1号において「･･･海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること」と規定されていることを踏まえ、本ガイドラインにおいても同様に規定しております。なお、その適合性については、本ガイドライン第3章1．に記載されている視点から確認してまいります。したがって、原案のままとさせていただきます。
５．発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第５号）		
６．発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること（第６号）		
7	「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれる」「当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれる」という記載が散見されますが、支障を及ぼす及ぼさないの基準が曖昧です。基準を明確にすべき。	海洋再エネ整備法第10条第1項第5号において「･･･漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」、同項第6号において「･･･海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること」と規定されていることを踏まえ、本ガイドラインにおいても同様に規定しております。なお、それらの適合性については、本ガイドライン第3章5．や同章6．に記載されている視点から確認してまいります。したがって、原案のままとさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	「発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること」とありますが、海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれとは具体的にどのようなものか、例示する必要があります。	海洋再エネ整備法第10条第1項第6号の「当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境（以下この号及び第四項において「海洋環境等」という。）の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること」という基準は、海域毎の個別具体的な事情を踏まえて判断する想定であり、原案のままとさせていただきます。
9	環境大臣が行う海洋環境等調査の内容に生物多様性の現状把握と影響評価が確実に含まれるよう、下から２行目を「（前略）は、生物多様性の現状把握と影響予測を含む海洋環境等調査の結果を踏まえて判断する。」としてください。	No.2の回答をご覧ください。
10	海洋環境等に対して予想される著しい影響は、将来の累積的影響も考慮すると、回避または低減することが可能かという視点での確認では不十分であり、回避または低減を前提とすることが必要です。これは、生物多様性国家戦略2023-2030の基本戦略２の「状態目標2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている」を踏まえても必須です。そこで、最終行を「（前略）境等に対して著しい影響を与えることを、回避又は低減することを前提として確認する。」として下さい。	「環境等に対して著しい影響を与えることを、回避又は低減することを前提として」のご趣旨が分かりかねますが、海洋環境等への影響を懸念されていると理解いたしました。海洋再エネ整備法第10条第1項第6号の基準との関係では、海洋環境等調査の結果を踏まえて、発電事業の実施により海洋環境等に対して著しい影響を与えることを、回避又は低減することが可能かという視点から確認いたしますが、海洋環境等への影響に関しては、海洋環境等調査のみによって確認等されるものではなく、対象事業の具体的内容を踏まえて行われる、選定事業者による環境影響評価その他の手続によっても確認されます。
11	・意見内容 海洋再エネ整備法第10条第1項第6号「発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること」について、海洋環境等調査の結果を踏まえて判断するとのことですが、調査の実施に先立ち、当該海域で一般的に想定される事業計画案（風車配置、風車基礎形式、海底ケーブル敷設ルート、ケーブル揚陸地点など）をヒアリング等により事前に把握し、その結果を踏まえ調査を実施いただきたい。 ・理由 海洋再エネ整備法第10条第1項第6号「発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること」について、海洋環境等調査の結果を踏まえて判断するためには、当該海域で考えられる事業計画案（風車配置、風車基礎形式、海底ケーブル敷設ルート、ケーブル揚陸地点など）を事前に把握していないと、発電事業による著しい影響を回避又は低減することが可能かを判断できないと考えます。 また、海洋環境等調査は、海洋再エネ整備法第25号第1項の環境影響評価法の特例として配慮書と方法書を適用せず、海洋再エネ整備法第25条第2項において、環境影響評価法の規定を適用するとして、評価項目の選定等や準備書以降を「海洋環境等調査方法書に記載された海洋再エネ整備法第10条第4項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して実施すること」が示されています。 選定事業者は、海洋環境等調査の結果を考慮した環境影響評価法の手続を行わなければならないため、その調査結果が当該海域における一般的な発電事業計画案（風車配置、風車基礎形式、海底ケーブル敷設ルート、ケーブル揚陸地点など）を反映しておらず、調査内容として不十分な場合、準備書を作成することが出来ず、再び現地調査が必要となり手戻りが発生することを懸念しています。このため、当該海域で考えられる事業計画案を事前に把握し、その結果を踏まえた調査を実施いただくことが重要と考えます。	海洋再エネ整備法第11条第4項に基づく意見書の提出が可能ですので、原案のままとさせていただきます。
12	・意見内容 国が区域指定の検討にあたって実施する「必要な追加調査」の結果について、単なるとりまとめ報告書だけでなく、解析前の生データ（ローデータ）も含めて公募参加者に開示することを求める。 ・理由 調査データは、事業者が選定後に実施する環境影響評価（環境アセスメント）や詳細設計において極めて重要となる。取り纏め報告書だけでなく生データが開示されることで、事業者による再解析が可能となり、調査の重複回避や事業期間の短縮、延いては環境保全の確実性と事業予見性の向上に直結するため	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
13	生物多様性国家戦略2023-2030の基本戦略２の「状態目標2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている」を踏まえ、カコミ内2行目から3行目にある「その他の関係する者」について、本文7行目から8行目にある２つの事項（（1）海洋の安全の確保、（2）海洋に関する施策との調和）だけではなく、「（３）生物多様性の保全」を追加してください。	本ガイドライン第3章6．の記載を踏まえ、海洋再エネ整備法第10条第1項第6号の基準を判断する際に、生物多様性の保全に関する観点も考慮いたします。第3章6．に記載しているため、原案のままとさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
第４章　促進区域の指定に係る手続		
２．既知情報の収集及び系統確保スキームの事前調査		
14	本項目本文の11行目から12行目に海運関係者の意向確認と調整に港湾部局との連携が必要とありますが、生物多様性保全とのトレードオフ回避のためには環境部局との連携も重要です。そこで、11行目から12行目を「（前略）港湾部局との連携が重要であり、さらに生物多様性の保全のためには環境部局との連携が重要であるため、」としてください。	国は都道府県庁内の部局間での連携状況について確認を行うこととしており、都道府県庁内の部局には環境部局も含まれます。 以上を踏まえ、原案のままとさせていただきます。
15	・意見内容 "関係海運団体及び関係海運事業者"とありますが、具体的にどのような団体を指しているかご教示願います。 ・理由 基本的には都道府県庁の港湾部局にて意向確認及び調整が行われるものと理解しておりますが、事業者としても当該団体または事業者に対してご相談させていただく可能性があるため	具体的には海域毎に特定する想定ですが、海域の先行利用者である海運団体や海運事業者を想定しております。
16	「系統確保の見込み」の判断にあたり、単なる接続枠の有無だけでなく、増強工事が必要な場合の「抑制率・概算費用・負担区分・完了予定時期」について、国が指定段階で可能な限り具体的な情報を開示することを求める。 ・理由 区域指定段階での情報開示が不十分なまま公募が開始されると、後から巨額の系統負担金が判明するなど、事業完遂を揺るがすリスクがあるため	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
３．有望区域及び準備区域の整理		
17	・意見内容 風車設置によるレーダーへの干渉や電波への影響については、採用する風車の大きさや設置位置・設置数によって異なると考えられますが、どのような規模の風車を想定して評価されるのかご教示願います。 ・理由 仮に環境省や防衛省が想定されないような風車を事業者が採用した場合、風車機種や配置の再検討が必要になる虞があるため。	現実的に導入される可能性のある風車を想定して確認等を行います。
18	・意見内容 「 令和８年４月１日時点において有望区域として整理されている区域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第 59 号）附則第２条に規定される「特定区域」に該当する 。 ただし、 従前の各区域における議論の状況によっては 、この限りではない。」と修正いただきたい。 ・理由 有望区域に整理されている岩宇・南後志地区沖（着床式）においては、「日本におけるセントラル方式のフロントランナー」を地域の将来像として協議を進めてきた（※１）。第２回法定協議会 において、 環境省 より 環境アセスメント制度の説明（※２）がなされ、 当時検討段階であった 本 制度について説明された ことを踏まえ、 岩宇・南後志地区沖構成員町村では、将来的に本制度の適用が期待されていたことから、 当該区域での事業を検討する発電事業者に対し、当時の環境アセスメント法に基づく手続きを自粛するよう 求めてきた経緯がある ため、現在、環境アセスメント制度に基づく調査・手続き は未実施となっている 。 改訂案の内容は 、 令和８年４月１日以前に有望区域に整理されている岩宇・南後志地区沖を環境省による海洋環境等調査の対象外と して おり、これまでの 法定協議会における議論の内容や 地元 関係者の理解と 一致 せず 、 当該区域における事業 の進捗に大きな 影響を及ぼしかねない。 また、洋上風力発電事業の事業環境が悪化する中、環境アセスメント 制度に基づく手続きを全て発電事業者で担う負担が大きいとの 声も 聞かれる ところ 。 以上を踏まえ、今後、継続的に一定規模の案件の 形成 に向け 、 協議会構成員 の意向を踏まえ、 有望区域についても 海洋環境等調査 の対象地域となるよう、柔軟な運用をお願いしたい。 （※１）第２回法定協議会資料６「北海道岩宇・南後志地区沖における協議会意見とりまとめの骨子」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/kyougi/hokkaido_ganwu/02_docs06.pdf （※２）第２回法定協議会資料４「洋上風力発電所の環境影響について」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/kyougi/hokkaido_ganwu/02_docs04. pdf	特定区域の定義において、個々の区域毎の議論の状況を考慮することは想定されていないため、原案のままとさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	有望区域への整理を行わない環境に関する事項の例として、国立公園・国定公園区域等が挙げられていますが、鳥獣保護区や海洋保護区を加えるべきです。また、法的に指定されているものではありませんが、IBA、マリーンIBA、KBA、EBSAなど生物多様性保全上重要とされる配慮すべき場所を例として追加してください。	「② 環境（国立公園・国定公園区域等）」という記載は、本ガイドラインに明記されているとおり、例示にすぎませんので、原案のままとさせていただきます。
20	改訂案では関係漁業団体、関係海運団体及び関係海運事業者の意向を十分に確認するとありますが、導入に向けた議論との合意形成のためには、地域の生物多様性の状況に詳しい専門家や自然保護団体の意向を確認することが重要です。そこで、3つ目の※として「※　地域の生物多様性の状況に詳しい専門家や自然保護団体の意向を十分に確認し、協議会を通じて発電事業の実施に向けた議論を行う状況が整っていない場合には、有望区域への整理は行わないこととする」を追加してください。	地域の生物多様性に関しては、海洋環境等調査の結果を踏まえて確認してまいります。
4．協議会の設置、運営		
21	地域共生基金に関し、基金総額の算定式が明示された点は評価できるものの、利害関係者が多岐にわたる場合、各団体間での配分方法やその根拠が定まらない懸念があります。海域占用許可や基地港湾の賃貸借契約において、利害関係者（主に漁業者）からの「工事等に係る同意書面」は必須書類となりますが、基金配分を巡る協議が難航すれば同意が得られず、事業全体の遅延を招く恐れがあります。発電事業者は基金の拠出主体ではあるものの、利害関係者内部の配分に直接関与すべき立場ではありません。利害関係者間での円滑な合意形成を支援するため、ガイドラインにおいて、各利害関係者に対する配分方法の考え方や根拠となる算定指標の例を「参考」として明記することを求めます。	海域毎に利害関係者の範囲・意向等は様々であり、統一的な考え方や例を示すことは難しいと現時点では考えておりますが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
6．海洋環境等に関する調査		
22	環境大臣が実施する海洋環境等調査が促進区域指定の前提とされたことは、環境配慮を早期に制度へ組み込む観点から評価できると考えます。一方で、当該調査は促進区域指定段階として合理的な範囲に整理されており、個別事業における環境影響評価を完結させるものではありません。そのため、調査の解像度や季節性の不足等により、選定事業者の段階で追加調査が必要となり、事業工程に手戻りが生じる可能性があります。 特に、運転開始時期が迅速性評価の重要な項目とされ、遅延に対して保証金没収等のペナルティが制度化される中で、事業者がコントロールできない制度起因の遅延まで一律に不利益評価される場合、応札時に過度に保守的な工程設定を招き、制度本来の迅速化という趣旨と逆行するおそれがあります。 また、アセス起因の遅延が基地港利用時期の重複等を通じて後続案件に波及する場合の調整ルールについても、現時点では必ずしも明確ではありません。今後は、海洋環境等調査の目的および限界を踏まえ、事業者の帰責性に応じた評価やペナルティの考え方、ならびに港湾等インフラ調整に関する運用方針について、より一層の整理と情報開示を求めます。 手戻りが生じることの無いよう不足の無い調査内容としていただくこと、仮に制度起因により工程に遅延が生じた場合に事業者が責めを負うことがないようにしていただきたく存じます。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
23	環境大臣による海洋環境等調査が促進区域指定の前提とされることは、漁業関係者等の海域の先行利用者及び行政の負担軽減、事業者の開発リスクの低減という観点からも重要な施策であると考えます。一方で、環境大臣による海洋環境等調査の対象となる海域、スケジュールが明確でない限り、どの海域がいつ促進区域に指定されるか分からない不安定な状況が続くことになります。事業の予見性を高め、案件形成の加速化を図るためにも「どういう基準で対象海域を選定するか」「どういうスケジュールで実施するか」ということを早期に明確化していただくことを求めます。海洋環境等調査は風況、地盤環境、系統確保状況や基地港湾の利用スケジュール等も踏まえた洋上風力の導入拡大に資する戦略的な優先順位付けが必要であり、本調査が対象海域における促進区域指定のボトルネックとならないよう留意いただきたく存じます。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
24	2026年3月26日に開催された第43回洋上風力促進小委員会合同会議の資料によると「項目及び手法の選定は、地域の特性や洋上風力発電事業の特性を勘案して区域ごとに判断する。」とのことですが、調査対象から除外した調査があれば海域ごとにその理由を開示していただきたく存じます。	海洋環境等調査の項目及び手法を選定した理由については、海洋環境等調査方法書に記載されます（海洋再エネ整備法第11条第1項第3号）。海洋環境等調査方法書は、同条第9号に基づき公表されます。
25	海洋環境等に関する調査と選定事業者にて実施する各種調査は、調査内容・調査主体・影響が生じた場合の責任所在の境界を明確にし、周知徹底いただきたく存じます。（魚類の生態系、藻場や産卵場所の環境、魚類への工事騒音影響など）	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
26	これまで事業者による配慮書・方法書手続きにより、早期に把握していた知事意見や専門家意見が促進区域指定まで把握出来ない点は、2ラウンド・3ラウンドでは促進区域指定から公募開始までの期間が約3ヶ月という短期間だったことを考慮するとリスクであり、結果の公表時期は今一度ご検討をお願いします。例えば、配慮書相当・方法書相当の調査が完了したタイミングで段階的に開示することなどもご検討いただきたく存じます。	環境大臣が海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、海洋再エネ整備法第11条第2項に基づき当該海洋環境等調査方法書の案が公表されます。また、環境大臣が海洋環境等調査方法書を作成したときは、同条第9項に基づき当該海洋環境等調査方法書並びに同条第6項の規定による都道府県知事及び市町村長から表明された環境保全意見があった場合には当該環境保全意見等が公表されます。さらに、環境大臣による海洋環境等調査の結果は、促進区域指定までに公表されます。
27	自治体と比べて事業者の方が漁業者や航路関係者との調整が先行かつ確立しているケースも考えられ、スムーズかつ齟齬のない実施の為に、国側の調査に事業者が関与することも一定考慮いただきたい（調査実施前の調査内容に対するパブコメ実施や先行して調査していた事業者へのヒアリングの実施等）。	公募に参加しようとする事業者等も、海洋再エネ整備法第11条第4項に基づく意見書の提出が可能です。具体的には、環境大臣が作成した海洋環境等調査方法書の案に係る当該海洋環境等調査の項目及び手法について、当該海洋環境等調査に係る区域の環境の保全の見地からの意見を表明することができます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
28	・意見内容 海洋環境等調査方法書（案）については、調査項目および手法に関し、縦覧・公表や説明会の実施に加え、地域を管轄する都道府県知事、市町村長および経済産業省から意見聴取を行うこととされている。 一方で、その後に事業者が実施する準備書（環境影響評価法に基づく手続）以降の一連の手続きを踏まえると、公募に参加する事業者からも、調査項目および手法について広く意見を求める仕組みを設けるべきである。 ・理由 本調査は環境大臣により実施されるものであるが、その成果については、後続の環境影響評価手続において、事業者が追加的な情報収集を行うことなく準備書の作成に活用できる水準が確保されることが望ましい。このため、実際に事業を実施する主体となり得る事業者の知見をあらかじめ反映させることにより、調査内容の十分性および後続手続との整合性を担保することが必要である。あわせて、当該調査内容の不備等に起因する手続の差戻しや再調査が生じた場合、事業全体の進捗に遅延をもたらすおそれがあることから、事業の円滑かつ迅速な実施の観点からも、こうした対応は不可欠である。	No,27の回答をご覧ください。
29	海洋環境等調査の項目及び手法の選定に当たっては、地域の生物多様性の状況に詳しい専門家の関与が必要です。そこで、①の3行目を「海洋環境等調査の項目及び手法の選定に当たっては、地域の生物多様性の状況に詳しい専門家の助言を得て、地域の特性や洋上風力発電事業の特性を勘案して個別に判断する。」としてください。	海洋環境等調査の項目等は、環境大臣が海域毎の特性等を踏まえて判断するものですので、原案のままとさせていただきます。
30	記載する調査項目の例の4ポツ目の鳥類に関する調査項目について、生息状況や分布状況は季節的、経年的に変化することから、 4 ポツ目を「・鳥類の生息、繁殖及び利用海域の季節変化を含む分布状況」としてください。	海洋環境等調査の項目等は、環境大臣が海域毎の特性等を踏まえて判断するものですので、原案のままとさせていただきます。
31	海底ケーブルや発電設備を設置する際、海底に生息する生物に影響を与える可能性があるため、記載する調査項目の例に8ポツ目として「・底生生物の生息及び分布状況」を加えてください。	海洋環境等調査の項目等は、環境大臣が海域毎の特性等を踏まえて判断するものですので、原案のままとさせていただきます。
32	環境大臣が行った海洋環境等調査によって現状の把握と影響予測を行い、その結果が報告、公表されるべきです。そこで、③の２行目を「（前略）海洋環境等調査を行い、その結果を影響評価とともに経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表する（本法第 10 条第 4 項）。」としてください。	環境影響評価法に基づく対象事業による影響に係る予測評価は、選定事業者が実施することになりますので、原案のままとさせていただきます。
33	・意見内容 ①海洋環境等調査方法書・現地調査の標準処理期間の目安は、環境アセスの方法書・現地調査と同じになりますでしょうか。 ②海洋環境等調査の結果が公表されるタイミングについて、現地調査が終わった後、促進区域の指定前に公表される理解でよろしいでしょうか。 ③海洋再エネ整備法に基づく海洋環境等調査方法書と環境影響評価法による方法書の違いについて、国が主体となって実施するか、事業者が主体となって実施するかどうかという点以外（必要手続き、調査項目、調査手法等）で違いがあればご教示ください。 ④環境影響等調査において、風車の配置位置や基数、想定出力、施工方法等はどのように想定されますでしょうか。方法書の段階でもある程度の想定が必要という理解のため、事業者の想定と乖離が出ないか、また、事業者の創意工夫の余地が無くなるようなことにならないか確認したい次第です。	①行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定される標準処理期間についてのご質問と理解しましたが、海洋環境等調査方法書及び海洋環境等調査において、環境大臣に対して同法に規定される申請がなされることはないため、標準処理期間は定められません。 ②ご理解のとおりです。 ③海洋環境等調査方法書（海洋再エネ整備法第11条）と環境影響調査方法書（環境影響調査法第5条）は根拠法令、目的が異なりますのでその記載内容・現地調査内容も異なります。海洋環境等調査は、海洋再エネ整備法第10条第1項第6号に規定される「当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境（以下この号及び第4項において『海洋環境等』という。）の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること」を確認することを目的として実施するものです。 ④海洋環境等調査の項目等は、環境大臣が海域毎の特性等を踏まえて判断いたします。
34	・意見内容 セントラル方式に基づく調査に係る費用負担については、「セントラル方式の運用方針」において一定の記載があるものの、海洋環境等調査に関しては、促進区域指定ガイドラインおよびセントラル方式運用方針のいずれにおいても明確な記載が見当たらない。 この点、環境大臣が実施する調査の範囲については国が費用を負担するとの理解で差し支えないか確認したい。 あわせて、費用負担の考え方については、関係者の理解の明確化および予見可能性の確保の観点から、両文書において明示的に記載することが望ましいと考える。 ・理由 調査に係る費用負担の範囲が不明確である場合、事業者における参入判断や事業計画の検討に影響を及ぼす可能性がある。また、関係者間で解釈の相違が生じるおそれもあることから、あらかじめ整理し明示しておくことが、制度の透明性および円滑な運用の観点から重要である。	海洋環境等調査に要する費用は国が負担しますので、原案のままとさせていただきます。
35	今後は促進区域指定前に海洋環境等調査を環境省側にて行うこととなると理解したが、これはセントラル方式の案件に限らず全案件が対象であるのか確認させていただきたい。 セントラル方式でない海域においては事業者が費用と時間をかけて既に環境アセスの方法書まで完了させている海域もあり、ルール変更によりそうした先行投資が無駄となりかねない。そうした事業者にも一定の配慮のあるルール作りがなされることを要望する。	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）附則第2条に従い、令和8年4月1日前に促進区域として指定された区域と特定区域については海洋環境等調査は実施されませんが、それら以外の区域は海洋環境等調査の対象となり得ます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
１０．その他の留意事項		
36	『一般海域における発電設備と船舶が頻繁に航行する海域との間の離隔距離の確保』に関し、同項は「案件形成の初期段階における利害関係者との調整・検討」や「発電設備の配置計画を議論する段階」を対象とする技術的助言として位置付けられていると理解しており、今後促進区域の指定を受ける海域等に留意事項として示される趣旨は妥当であると考えます。 一方で、既に法定協議会を経て促進区域に指定され、公募を通じて事業者が選定され、経済産業大臣による公募占用計画の認定を受けて風車配置が確定している案件について、本項の記載を根拠として事後的に風車レイアウトの変更が求められるとの解釈が生じないよう、整理の明確化が必要とも考えます。 ガイドラインは促進区域の指定に関する運用指針であり、既に促進区域指定や公募占用計画認定といった一連の制度的プロセスを経て内容が確定している案件について、後発的なガイドライン改訂や技術的助言のみをもって配置内容の見直しを求めることは、事業の予見可能性や制度への信頼性の観点からも適切ではありません。 ついては、本項が既に促進区域指定及び公募占用計画認定を受けた案件に対し、事後的に風車レイアウト変更を強制する趣旨ではないことについて確認させてください。	令和8年3月24日付で国から都道府県に対して発出した事務連絡「一般海域における発電設備と船舶が頻繁に航行する海域との間の離隔距離の確保」（Ｐ２）に記載しているとおり、本事務連絡は案件形成の初期段階において海域利用範囲等を検討する「コンセプト検討」時における離隔距離を対象としたものであり、既に風車配置が確定している案件など一連の制度的プロセスを経ている案件について、事後的に風車レイアウト変更を強制する趣旨ではありません。
37	離隔距離について、各海域の状況を踏まえてケースバイケースで調整するとされている一方、参考値として1海里、2海里といった数値のみが前面に示されると、実務上はその数値に判断が強く引っ張られ、事実上の一律基準のように受け止められる懸念があります。数値だけが独り歩きすると頻繁な通航がない海域まで1海里前後を前提に調整が進み、ケースバイケースとされる本来の趣旨が十分に活かされないおそれがあると考えます。 このため、1海里等の数値は、案件形成の初期段階における参考値にすぎず、一律適用されるものではないことを、より明確に記載いただきたく存じます。加えて、頻繁な通航が認められない海域や、既存航路・結節点から十分な距離を確保できる海域においては、港湾区域のガイドラインで用いられてきた倒壊影響距離や2D（風車後方の乱流影響を踏まえたロータ直径（D）の2倍程度の離隔）等の工学的な考え方も参考となり得ることを併記いただきたく存じます。 また、風車後方の影響や離隔の妥当性を検討する際には、航跡や通行量だけでなく、対象海域を航行する船舶の規模、船種、操縦性能、必要な航路幅、交差・すれ違いの実態、避航余地の有無等を含めて総合的に評価すべきと思料します。	事務連絡「一般海域における発電設備と船舶が頻繁に航行する海域との間の離隔距離の確保」に記載した参考値については、本事務連絡を発出する際には日本海難防止協会がR7年度に開催した「洋上風力発電事業に係る航行安全検討委員会」において、国土交通省港湾局より一律適用されるものではなく、あくまで参考値に過ぎないことを説明しております。また、港湾区域のガイドラインで用いられてきた倒壊影響距離等については、同事務連絡（P2）に既存の参考となる規定類として紹介しております。 離隔距離については、様々な要素を考慮して総合的に利害関係者と調整を行うことが肝要となります。
その他		
38	区域指定に際しては事業性に大いに影響する風況、地盤条件、水深、連系系統などの各種要素を考慮して事業性が成り立つ可能性が高いエリアを優先する旨をガイドラインに明示いただきたい。 Round2という初期の事業でそもそも事業性確保が難しい、風況が悪いor地盤条件が悪いエリアを指定している現状がある。 Round1では三菱商事の事業撤退を防ぐために後出しのFIP転換案を強行しようとする資源エネルギー庁の振る舞いもあったが、なんでもかんでもインフレのせいにせず、後出しのルール変更なり追加補助なりを今後は防げるよう、コスト構造とその影響因子を資源エネルギー庁各位も正しく理解いただいたうえで、区域指定を進めていただきたい。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
39	・意見内容 洋上風力促進小委員会 合同会議（第43回）において、区域整備における事業性に係る判断について、自然的条件及び連系点までの陸上自営線の距離などについて参考指標を設定することについて言及があった。本ガイドラインの改訂において、こちらを明記いただきたい。 ・理由 区域整理がどのような基準で行われるのか、透明性の確保が必要と考えるため	本ガイドラインに記載されている事項を変更するものではないため、原案のままとさせていただきます。
40	・意見内容 本ガイドラインの改訂内容は、今後新たに指定される区域だけでなく、既指定区域において実施される「第1ラウンド（R1）再公募」に対しても、遡及的または準用的に適用されるべきである。 ・理由 R1再公募対象海域は、既に促進区域に指定されているものの、前回の公募中止等を経て、最新の知見や厳格な事業継続性がより強く求められる状況にある。本改訂案で示された海洋環境調査のあり方や航路離隔距離の基準を再公募にも適用することで、事業者の予見可能性を高め、再度の不調や遅延を防ぐことが、プロジェクトの早期完遂と国民負担抑制の両立に繋がると考えるため。	海洋環境等調査については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）附則第2条に従い、令和8年4月1日前に促進区域として指定された区域については海洋環境等調査は実施されません。航路離隔距離に関しては、案件形成の初期段階において海域利用範囲等を検討する「コンセプト検討」時における離隔距離を対象としたものであり、既に一連の制度的プロセスを経ている案件であることから事後的に適用・準用するものではありません。
41	洋上風力の調査・計画を、政府管理・JOGMEC に一括するという方針案だが、独立行政法人は、「民間では 実行されないおそれがある事業」の為にあるはずではないのか。 洋上風力は 既に海外で十分な利益を持って 実稼働されている事業だ。 政府や独占企業の介入は、逆に 自由資本主義による投資開発の 妨げになるのではないか。 特に JOGMEC は、日中国境問題で 採掘の可能性が無い尖閣諸島や、ほぼアメリカ領のはずの南鳥島で、利用可能性の低いレアアースを「有益」などとして 海洋汚染も省みずに調査採掘を繰り返している法人だ。 環境問題の解決の為の 風力発電に、この様な SDGs に反する法人を投入するのは、おかしいのではないか。 あくまで政府は、環境法などの整備を行い 企業が自然破壊・海洋汚染を起こさない様、監視する役割に徹するべきだ。	洋上風力の案件形成における課題として、複数の事業者が同一海域で重複した調査を実施し非効率であるほか、それに伴い地元漁業における操業調整等の負担が生じていたところ、これら弊害を解消するために、案件形成の初期段階から政府が主導的に関与し、より迅速・効率的に調査等を実施する仕組みとして、「日本版セントラル方式」を確立しました。この「日本版セントラル方式」の一環として、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が担い手となり、洋上風力発電事業の検討に必要な調査を実施することとしています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
42	私は洋上風力発電の導入そのものに賛成・反対の立場を明確に持つものではありません。しかし、国がエネルギー政策として洋上風力を推進する方針を示している以上、その方向性を本気で実現するための制度設計が求められると考えています。特に現在、世界情勢は不安定化しており、イラン情勢をはじめとする国際紛争により化石燃料の供給リスクが顕在化しています。日本はエネルギー自給率が極めて低く、再生可能エネルギーの導入は「環境政策」というよりも「エネルギー安全保障」の観点から不可欠な選択肢となっています。その意味で、洋上風力発電の導入を進めるという国の判断は理解できるものです。 しかしながら、国の洋上風力の進め方には大きな違和感を覚えます。特にRound1において、三菱商事コンソーシアムが撤退した背景には、後発事業者が十分な検討を行わないまま入札に参加し、それを適切に評価できなかった制度設計の問題があったと考えています。洋上風力発電において最も難易度が高く、最もコストとリスクがかかるのは「案件形成」の段階だと考えます。風況・海象調査、環境アセスメント、漁業者との調整、港湾・施工計画など、数年単位の先行投資が必要となります。 にもかかわらず、現行の入札方式は、こうした先行事業者の努力を十分に評価せず、後発事業者が不十分な検討でも落札できてしまう構造になっています。これは、先行して案件を開発した事業者を過小評価する制度設計であり、日本の洋上風力の導入を本気で進めるという国の方針と矛盾しているように感じます。Round2以降でも同様に先行事業者が敗北する結果が続いており、このような制度では、どの事業者も先行投資を行うインセンティブを持てず、結果として日本の洋上風力の導入が進まないという悪循環が生じています。 こうした状況を受けて、国はセントラル方式を導入し、調査やデータ取得を国主導で行う方向に舵を切りました。しかし、セントラル方式で得られたデータについて国は責任を負わず、費用は事業者負担となる点には大きな懸念があります。事業者にとってはリスクが増すだけであり、先行投資インセンティブの欠如という根本問題は解決されていません。むしろ、事業者のリスクが増大するだけの制度改訂になっているのではないかと危惧します。 また、案件形成には、県や市など行政側が主体となるパターンと、事業者が主体となるパターンが存在します。両者は役割もリスクも異なるにもかかわらず、現行制度では同一の入札方式で扱われています。しかし、本来はこの二つを分け、それぞれに適した入札方式を採用することが合理的ではないでしょうか。行政主導型と事業者主導型を同一の枠組みで評価すること自体が、制度の歪みを生んでいるように感じます。 上で提案した入札方式の制度設計は困難かもしれませんが、欧州で採用されている「公募の2段階方式」は、先行事業者の努力を適切に評価しつつ、競争性も確保できる制度として知られています。この方式を早急に採用することは、不要なセントラル方式を縮小・廃止し、より健全な市場形成につながる可能性があるのではないでしょうか。欧州では、先行調査段階と価格競争段階を分けることで、案件形成の質を担保しつつ、事業者のリスクを適切に分散させています。日本の領海内の案件においても同様の仕組みを導入することで、先行事業者の努力を正当に評価し、制度全体の持続性を高めることができると考えます。 私が強調したいのは、日本の洋上風力を本当に拡大したいのであれば、先行事業者の努力を正当に評価する制度が不可欠であるという点です。先行事業者は、調査・環境アセス・地元調整など最も負担の大きい部分を担います。これにより国や自治体の負担は軽減され、調査の質も高まり、プロジェクトの成功確率も向上します。事業者が自らの事業のために調査を行うため、不要な調査の削減や責任の明確化にもつながります。 今回のガイドライン改訂案およびセントラル方式運用方針改訂案においては、こうした「先行事業者の価値」を制度としてどのように評価するのかが十分に示されていないと感じます。日本の洋上風力を持続的に発展させるためには、先行事業者の努力が正当に報われる仕組みを制度に組み込むことが不可欠です。 国には、制度の公平性だけでなく、産業としての成長性・持続性を見据えた制度設計を強く求めます。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
43	着床式洋上風力においても、英国のような二段階入札を導入していただきたい。 そもそも資源エネルギー庁には専門的知見が足らず、事業者の実力と将来のコスト、将来の売電価格の推移の予測にも限界があることから、現行の入札制度は限界がある。 広く海域を指定し、系統も一定の余裕を持たせたうえで指定をし、そのうえで海域利用を先に実施し、価格はより後の段階で決める、という法改正を進めていただきたい。	いただいたご意見は、今後の制度検討の参考とさせていただきます。